

横浜市立南が丘中学校

いじめ防止基本方針

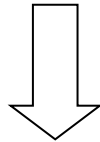
平成26年3月31日策定（令和5年3月17日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による。



「いじめ防止等に関する基本理念」として

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

構成員	管理職（校長・副校長）・生徒指導専任・生徒指導部長・生徒指導部職員・教務主任 ・学年主任・養護教諭 ※状況に応じて担任や心理（SC：スクールカウンセラー）・福祉（SSW：スクールソーシャルワーカー）の専門家、外部の専門家の参加を求めることもある。
運営	・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。 ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成 ・保管し、進捗の管理を行う。

活動	「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、【未然防止】【早期発見・事案対処】【取組の検証】に努める。
----	---

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処、取組の検証

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組やプログラムを次に示す。

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない授業づくり、集団づくり
→人権教育、道徳教育の推進、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動の生徒及び保護者への周知

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、次の取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進と記録の蓄積）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要である。教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的対応につなげなければならない。いじめを認知した時の対応を学校として次のように取り組む。

- ・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

(4) いじめに対する取組の検証

学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成し、校内研修の企画を行い、計画的に実施する。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を少なくとも年1回以上行い、必要に応じて組織や取組等の改訂を行う。

(5) いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する。

(6) 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的実施する。

(7) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「南が丘中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(8) 取組の年間計画

<年間計画>

月	内 容	
4月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等の確認） 生徒理解研修、生活アンケートの実施、教育相談①	地域訪問（全学年）
5月	いじめ防止対策委員会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名・教育相談）	
6月	いじめ防止対策委員会 Y-P アセスメント実施（環境確認・支援検討）	学校運営協議会 学校家庭地域連携事業 地区懇談会
7月	いじめ防止対策委員会、横浜こども会議	個人面談
8月	危機管理研修、生活アンケートの実施、教育相談②、横浜こども会議	
9月	いじめ防止対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けての確認）	
10月	いじめ防止対策委員会	
11月	いじめ防止対策委員会、Y-P アセスメント実施（環境変化・支援確認）	個人面談（3年）
12月	いじめ防止対策委員会、人権週間（人権標語コンテスト） いじめ解決一斉キャンペーン（無記名・教育相談）	個人面談
1月	生活アンケートの実施、教育相談③、いじめ防止対策委員会	
2月	いじめ防止対策委員会	学校運営協議会
3月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて） 新年度引継ぎ	
通年	カウンセラーによる相談	

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義と報告

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査（事実関係を明確にするための調査を実施）

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

(3) 生徒・保護者への報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

5 いじめ重大事態の再発防止策

(1) 生徒理解

- ①生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり
- ②生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり
- ③生徒一人ひとりの心理や特性を見出す生徒理解の促進
- ④生徒一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

(2) 校内生徒支援体制の充実

- ①道徳教育、人権教育の充実
- ②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
- ③生徒指導専任教諭の体制強化と育成
- ④校長のマネジメント力強化と、生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上
- ⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
- ⑥「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

(3) 保護者との関係構築

- ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
- ②保護者からの相談への組織的な対応